

●香川県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年8月26日から同年9月15日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 橋大角坂手港線（248号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町坂手乙2番84 地先から 小豆郡小豆島町坂手乙2番83 地先まで	6.8~16.1	98	平成31年3月8日付け香川県告示第63号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和4年8月26日